

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社コジマ
代表者 代表取締役社長 寺崎悦男
(コード番号：7513 東証第一部)

問合せ先責任者 情報システム本部長
兼経営企画室長 荒川忠士
(TEL 028-621-0001)

**資本業務提携、第三者割当による新株式発行並びに
主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、株式会社ビックカメラ（以下、「ビックカメラ」又は場合により「割当予定先」といいます。）との間の資本業務提携契約の締結（これに係る提携を以下、「本件提携」といいます。）及び同社に対する第三者割当による新株式発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

なお、本件提携及び本件第三者割当は、本件第三者割当の実行について関係当局の許認可等が得られることを条件としております。

また、本件第三者割当により、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本件提携の概要

1. 本件提携の理由

当社は、昭和 30 年の創業以来、家電量販業界の先駆者として、ロードサイド出店を主軸とする家電販売事業を中核事業として展開してまいりました。

当社が属する家電量販業界においては、家電エコポイント制度によるエアコン、冷蔵庫、テレビ等の需要の増加、平成 23 年 7 月のアナログ停波前のテレビの買い替え需要の増加等といったいわゆるイベント効果が終了したこともあり、今後は厳しい環境が予想されております。また、国内市場の拡大成長が見込めない中で、家電量販業界における企業間の規模の乖離が大きくなっており、業界内の競争は今後一段と激しくなっていくことが予想されます。

特にロードサイド出店戦略を展開する同業大手他社による大規模な新規出店計画も明らかとなっており、業界中堅に位置する当社の今後の競争環境は益々厳しくなることが予測されます。このような環境下、

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

当社としては、「地域一番店の集合体・コジマ」を構築するための4つの指針である「競争力のある店舗」、「効率的な仕組み」、「強い商品」、「強い人材」の充実を今後より一層推進していくこと、より具体的には、アライアンスによる原価交渉力強化による粗利の向上、店舗のスクラップ・アンド・ビルドを含む事業再構築による収益構造の改善、財務基盤の強化等が喫緊の経営課題であるものと認識しております。

当社は、上記のような認識を踏まえ、厳しい競争環境における当社の競争力を向上するとともに、財務基盤を強化するため、本件提携の一環としてビックカメラに対する第三者割当を行うことといたしました。当社とビックカメラにおいては、相互に競合する店舗が比較的少なく、また、ロードサイドとレールサイドという異なるビジネスモデルによる補完関係があり、本件提携が実現した場合、売上高規模で約1兆円、業界第2位の地位に立つことが見込まれ、特に首都圏における市場シェアは合算で20%を超える水準となり、将来の市場規模成長が期待される首都圏において競争上優位に立つことができると見込まれます。また、当社は、本件提携を実施することにより、共同仕入の実施による原価交渉力の強化（粗利改善）、物流・システムの連携によるコスト削減、店舗運営ノウハウを共有することによるマーケティング力の強化や接客スキルの向上、什器・間接資材の共同購入によるコスト削減等といったシナジー効果を楽しむことができるものと考えております。

このように、当社は、ビックカメラとの間で資本及び業務両面における提携関係を構築することが将来的な企業価値及び株主価値の向上に資することとなると判断し、資本業務提携契約を締結するに至った次第であります。

2. 本件提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社とビックカメラは、今後益々激化していくと見込まれる家電量販業界の競争環境の下で、収益性の改善と競争力向上を目的として本件提携を行うものであります。資本提携（本件第三者割当）の具体的な内容については、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行」をご参照ください。

(2) 業務提携の内容

当社とビックカメラは、両社の店舗ブランドの独自性を維持しつつ、以下の事項に関して、両社で共同して提携効果を実現してまいります。

(i) 商品仕入面での連携

当社及びビックカメラの仕入規模を最大限活用し、商品仕入部門の再編及び調達業務の統合等を通じて、粗利益率の改善を目指します。

(ii) 物流・システム面での連携

両社がともに展開するエリアにおいて、物流の共同化等を通じた物流コストの低減を目指します。また、両社の物流オペレーションの優位点を共有するとともに、必要なシステム面での連携も目指します。

(iii) 店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携

店舗運営、販売促進等の分野において両社が全面的に連携することにより、店舗魅力度及び集客力を高

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

め、売上の向上を目指します。

(iv) 什器・間接資材の共同購入

店舗什器・間接資材の共同購入を行い、調達費用の削減を目指します。

(v) 人材交流

上記提携項目を含む業務全般において、両社の収益増強に資するべく、相互に人材交流を行います。

当社及びビックカメラは、本件提携に係る資本業務提携契約において、当社が平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会に、ビックカメラが指名する者 1 名を取締役候補者に含む取締役選任議案を提出する旨を合意しております。

また、本件提携の内容の実現を推進するため、ビックカメラとの間で従業員の相互交流を行うことも予定しております。

3. 本件提携の日程

平成 24 年 5 月 11 日	取締役会決議（資本業務提携契約締結・第三者割当増資） 資本業務提携契約締結
平成 24 年 6 月 26 日	払込期日（発行期日）

4. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

II. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 24 年 6 月 26 日
(2) 発行新株式数	普通株式：39,000,000 株
(3) 発行価額	362 円
(4) 調達資金の額	14,118,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (ビックカメラ 39,000,000 株)
(6) その他	上記各号については、本件第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び本件第三者割当の実行について関係当局の許認可等が得られることを条件とする。

2. 募集の目的及び理由

前記「I. 本件提携の概要 1. 本件提携の理由」で述べたとおり、当社は、今後益々激化していくと見込まれる家電量販業界の経営環境にかんがみ、当社の財務基盤を強化するとともに、厳しい競争環境下での競争力を高めるため、本件提携の一環として財務基盤が強固なビックカメラに対する第三者割当を行うことといたしました。

本件第三者割当により発行済株式総数が増加することとなるため、当社株式の希釈化が生じ、既存の当社株主の皆様において相対的な議決権比率の低下が生じることとなります。しかしながら、当社としては、現時点で競争力の向上及び財務基盤の強化を図ることこそが、今後経営環境が益々厳しくなると見込まれる家電量販業界において必要不可欠であり、強固な資本提携関係を構築することが望ましいと考えております。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の大幅な希釈化が生じることとなっても、これを上回る価値（アライアンスによる原価交渉力強化による粗利の向上、店舗のスクラップ・アンド・ビルドを含む事業再構築による収益構造の改善、財務基盤の強化等）を享受することができるため、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなると判断いたしました。

当社としては、ROAを向上させ、財務基盤の強化を図り、経営の構造改革を積極的に推進していくためには、金融機関との取引関係の安定化の観点からも、借入ではなくエクイティによる資金調達を行うべきであると判断いたしました。また、経営の構造改革に関する施策を迅速かつ確実に推進するためには、公募増資又は株主割当増資ではなく、株式市場の環境の影響を大きく受けず、一定規模の資金を迅速かつ確実に調達することができる第三者割当増資の方法が望ましいと判断いたしました。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

発行価格の総額	14,118,000,000 円
発行に係る諸経費概算額	286,000,000 円
差引手取概算額	13,832,000,000 円

※ 本新株式発行に係る諸経費概算額の内訳は、アドバイザー・フィー、弁護士費用、登記関連費用及び第三者委員会運営費用等です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

前記「I. 本件提携の概要 1. 本件提携の理由」に記載のとおり、当社は、厳しい競争環境において当社の競争力を向上するとともに、財務基盤を強化するため、資本業務提携の一環としてビックカメラに対する第三者割当を行うものです。当社は、アライアンスによる原価交渉力強化による粗利の向上、店舗のスクラップ・アンド・ビルドを含む事業再構築による収益構造の改善、財務基盤の強化等が喫緊の経営課題であるものと認識しており、第三者割当による手取金を次に掲げる使途に利用する予定です。

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	店舗閉鎖費用	12,120	平成24年6月（～平成27年3月）
②	新規出店・店舗改装費用	1,712	平成24年6月（～平成25年3月）

※ 調達した資金についての、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行への預金で保管予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、家電量販業界の厳しい競争環境下では、競争劣位を回復する見込みのない不採算店舗については、その閉鎖効率を検討した上で適宜閉鎖する一方、収益性の高い店舗への資源集中を行って経営の効率化を図ることは緊急性の高い経営課題であると認識しておりますが、現在の当社の財務体質を前提とする限り、その迅速な実現は困難な状況にあります。

本件第三者割当によって調達した資金により、相当程度の不採算店舗を迅速に閉鎖するとともに将来の拡大に向けた新規出店・店舗改装を行うことが可能となるため、本件第三者割当は、結果として当社の競争力向上、財務体質・経営体質の改善に大きく貢献することとなると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額の決定に際しては、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成24年5月10日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である362円をもって発行価額といたしました。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、この発行価額は、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1か月間さかのぼった期間の終値単純平均値 387 円に対して 6.47%のディスカウントとなっておりますが、同直前営業日から3か月間さかのぼった期間の終値単純平均値 455 円に対しては 20.43%のディスカウント、同直前営業日から6か月間さかのぼった期間の終値単純平均値 480 円に対しては 24.63%のディスカウントとなっております。しかしながら、当社は、平成 24 年 3 月 30 日に株式会社東京証券取引所において平成 24 年 3 月期通期業績予想を大幅に下方修正する旨の公表を行ったため、その後市場で形成された株価の方が当社の直近の財政状態及び経営成績を公正に反映しているとの考慮に基づき、この発行価額は割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

発行価額の適法性については、当社監査役会から、この発行価額は本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成 24 年 5 月 10 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額であり、最高裁判所第三小法廷昭和 50 年 4 月 8 日判決に照らせば、特段の事情がない限り、この発行価額は公正なものであると認められ、この発行価額が割当予定先にとって「特に有利な金額」であることを疑わせる特段の事情も見当たらないこと、この発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）が示す基準を満たすものであることから、会社法第 199 条第 3 項に定める「特に有利な金額」には当たらず適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による募集株式の数は 39,000,000 株（議決権数 390,000 個）であり、平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済み株式総数 38,912,716 株（議決権数 389,044 個）に対して 100.2%（総議決権数に対して 100.2%、小数第一位未満四捨五入）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」で述べたとおり、現時点で競争力の向上及び財務基盤の強化を図ることこそが、今後経営環境が益々厳しくなると見込まれる家電量販業界において必要不可欠であり、強固な資本提携関係を構築することが望ましいと考えております。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の大幅な希釈化が生じることとなっても、これを上回る価値（アライアンスによる原価交渉力強化による粗利の向上、店舗のスクラップ・アンド・ビルドを含む事業再構築による収益構造の改善、財務基盤の強化等）を享受することができ、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなるため、本件第三者割当に係る発行数量及び希釈化の規模は合理的であると判断いたしました。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社ビックカメラ	
(2) 所 在 地	東京都豊島区高田三丁目 23 番 23 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮嶋 宏幸	
(4) 事 業 内 容	音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品等の販売	
(5) 資 本 金	18,402 百万円 (平成 24 年 2 月 29 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 55 年 11 月 21 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	1,723,526 株 (平成 24 年 2 月 29 日現在)	
(8) 決 算 期	8 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	(連結) 5,643 人 (平成 24 年 2 月 29 日現在)	
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客、法人他	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行他	
(12) 大株主及び持株比率 (平成 24 年 2 月 29 日現在)	新井 隆二	17.33%
	みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0700026	12.67%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	12.01%
	株式会社ラ・ホールディングス	11.41%
	株式会社TBSテレビ	3.55%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 2052116)	3.30%
	管理信託 (12400282) 受託者ソシエテジェネラル信託銀行株式会社	3.00%
	富士ソフト株式会社	1.57%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	0.83%
	ビックカメラ従業員持株会	0.46%
(13) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関	

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

該 当 状 況	係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期 (連 結)	平成 21 年 8 月期 (連結)	平成 22 年 8 月期 (連結)	平成 23 年 8 月期 (連結)
連 結 純 資 産	61,810 百万円	62,660 百万円	72,240 百万円
連 結 総 資 産	230,945 百万円	221,757 百万円	219,837 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	34,496.66 円	36,124.10 円	41,596.55 円
連 結 売 上 高	589,177 百万円	608,274 百万円	612,114 百万円
連 結 営 業 利 益	8,854 百万円	14,764 百万円	19,929 百万円
連 結 経 常 利 益	9,367 百万円	11,759 百万円	22,329 百万円
連 結 当 期 純 利 益	5,094 百万円	5,965 百万円	9,049 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	3,040.03 円	3,507.39 円	5,269.06 円
1 株 当 たり 配 当 金	1,000 円	1,000 円	1,000 円

* ビックカメラは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、同社及び同社役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「I. 本件提携の概要 1. 本件提携の理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

ビックカメラは、本件第三者割当の実行により当社の筆頭株主兼親会社となるものであり、また本件提携により戦略的パートナーとなることから、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、ビックカメラより、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ビックカメラより、同社が取引銀行から受領した平成24年5月9日付預金残高証明書の写しの提供を受けております。また、当社は、ビックカメラが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

及び四半期報告書に記載の売上高、総資産、純資産、現預金等の規模を確認した結果、さらに、本件提携によるビックカメラとの資本業務提携関係に鑑みても、本件第三者割当の払込みの確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 3 月 31 日現在）		募 集 後	
小島 章利	12.26%	株式会社ビックカメラ	50.06%
有限会社ケーケーワイ	5.22%	小島 章利	6.12%
小島 金平	4.97%	有限会社ケーケーワイ	2.61%
小島 三子	4.96%	小島 金平	2.48%
小島 由三	4.55%	小島 三子	2.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.26%	小島 由三	2.27%
株式会社足利銀行	3.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.98%	株式会社足利銀行	1.50%
寺崎 佳子	2.52%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.49%
株式会社ケーズホールディングス	2.49%	寺崎 佳子	1.26%

（注）募集後の持株比率は、平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式数 38,912,716 株に、本件第三者割当で増加する株式数 39,000,000 株を加算した 77,912,716 株をもとに算出しています（小数第二位未満四捨五入）。

8. 今後の見通し

本件第三者割当及び本件提携は、当社事業の強化、財務体質の強化に寄与すると考えられますが、平成 25 年 3 月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。当社は、平成 25 年 3 月期の業績への具体的な影響額が判明次第、速やかにお知らせ致します。

本件第三者割当実行後、当社はビックカメラとの間で、前記「I. 資本業務提携 2. 本件提携の内容 (2) 業務提携の内容」に記載の各提携内容を、速やかに実行していく予定です。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%以上であること、②支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを必要といたします。そのため、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である須藤修氏（弁護士）、高野角司氏（公認会計士）及び大杉謙一氏（中央大学法科大学院教授）の3名で構成する第三者委員会を設置し、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。第三者委員会は、当社及びビックカメラの有価証券報告書、当社社内におけるアライアンス先検討資料、当社の中期経営計画書、当社の事業計画書等、当社が提出した資料及び第三者委員会が独自に入手した資料・書籍等を検証分析するとともに、当社代表取締役社長を含む役職員をはじめとして、必要に応じて、ビックカメラとの交渉に関与した当社フィナンシャルアドバイザー、ビックカメラの役職員及び同社フィナンシャルアドバイザー等に合計8回ヒアリングを行いました。

当社は、第三者委員会に対して、当社の置かれた経営環境（特に、当社の属する家電量販業界における競合他社の状況及び当社の位置付け）、当社の現状における経営成績及び財務状況、当社の経営課題及びその課題解決のための経営戦略、当社の喫緊の経営戦略を実現するための事業計画、かかる事業計画のために必要な資金及びその調達方法、当社の経営戦略としてのアライアンス戦略及びその検討・交渉状況、割当予定先であるビックカメラとのアライアンスによって達成される成果に関する認識、発行価格の決定経緯、割当予定先であるビックカメラにおける資金調達の方法及び金額、本件第三者割当による調達資金の用途、当該調達資金額と当社における事業計画との整合性、募集後の大株主及び持株比率の変化、既存株主への影響（株式価値の希釈化及び議決権の希釈化）、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会において慎重に審議・検討を行いました。審議結果の報告書は平成24年5月10日付で当社に提出されました。

当該報告書によれば、本件第三者割当の必要性については、次に掲げる理由により、十分に合理的な裏付けをもって肯定できると考えられる旨が記載されています。すなわち、①当社は、不採算店舗の閉鎖を抜本的な収益改善を図るための喫緊の経営戦略の一つとして認識し、これに取り組んでいたところであるが、これは、客観的にも当社の経営上克服すべき最重要課題の一つであったと認められるほか、競争の激化に備え、新規店舗の出店及び既存店舗の改装が不可欠であることも認められる。②不採算店舗の閉鎖並びにこれを補完するために首都圏及び東日本において集中展開する新規店舗の出店及び既存店舗の改装に係る具体的な事業計画（以下「本事業計画」という。）は、当社のみならず割当予定先の厳しい評価も経ていることから、その内容は合理的かつ相当なものであると認められる。③本事業計画の実施におよそ141億円の資金を必要とするとの当社の試算は十分に合理的な裏付けを有するものと認められる。④当社の直近の経営成績及び財務状況に加え、当社を取り巻く諸々の外部環境を勘案すれば、金融機関からの借入れ、社債の発行、公募増資等といった本件第三者割当以外の資金調達方法は、本事業計画を実施するための方法としてはいずれも実現可能性に乏しいものと認められる。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

また、当該報告書によれば、本件第三者割当の相当性については、次に掲げる理由により、会社法上の有利発行規制及び不公正発行規制に抵触しない適法なものであり、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条の趣旨とりわけ既存株主の株主価値の希釈化への配慮という観点に照らしても合理的かつ相当なものであると考えられる旨が記載されています。すなわち、①当社においては、外部コンサルタント会社に委嘱して競合他社とのアライアンスのシミュレーション（財務体質、事業競争力、経営構造等の要因別評価に基づき、各社との競合指標を導出するシミュレーション）を実施したり、他業界の企業数社に対してもアライアンスの可能性について検討したりする等の方法により、真摯にアライアンス先の選定に取り組んでいた事実が認められる。当社は、平成21年3月以降、割当予定先との間で、断続的ではあるが、具体的なアライアンス条件についての交渉を積み重ねることとなったのであるから、割当予定先の選定に至る検討過程は、合理的かつ相当なものであると認められる。②当社と割当予定先との間の交渉経緯は、対等の立場での誠実なものであったと認められる。③本件第三者割当における発行価格は、会社法に照らして適法であるとともに、既存株主の株式価値の希釈化への配慮という観点からも相当であると認められる。④本件第三者割当は、会社法上の不公正発行規制に抵触することなく適法であるとともに、議決権の希釈化及び発行権限の濫用という観点からも相当であると認められる。⑤本事業計画の実行のために必要な資金の額はおよそ141億円であると見込まれることから、本件第三者割当による調達資金額とその資金使途とは整合性がとれていると認められる。⑥割当予定先は優良な企業であるとともに、本件第三者割当に伴う親子会社関係の形成によって、支配株主たるビックカメラが当社の既存株主の利益を損なうような支配権の行使をしたり、あるいは不当な取引を当社に強要したりする素地は生じていないと認められる。⑦割当予定先であるビックカメラは、平成24年5月9日現在、本件第三者割当に係る払込金額である14,118,000,000円を超える預金を保有していると認められる。⑧本件第三者割当により実現する当社とビックカメラの間のアライアンスは高い蓋然性で当社の企業価値を増加させるものと見込まれること、当社はビックカメラとの交渉において募集株式の発行価格の引き上げを念頭に置いて対等かつ誠実な交渉を行っていることが認められることから、既存株主の株主価値の希釈化への配慮がなされているものと認められる。⑨本件第三者割当は当社の既存株主にとって実現可能な経営戦略の選択肢の中で最善のものであると認められ、議決権の希釈化及び発行権限の濫用という点は本件第三者割当においては問題とはならないと認められる。

当社は、以上のとおり第三者委員会から頂戴した意見を元に、慎重に協議・検討を重ねた上で、本日開催の取締役会において、本件第三者割当を決議したものであります。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結売上高	438,255百万円	449,499百万円	370,380百万円
連結営業利益	6,335百万円	11,727百万円	3,660百万円
連結経常利益	6,103百万円	11,690百万円	4,200百万円
連結当期純利益	3,165百万円	2,014百万円	508百万円
1株当たり連結当期純利益	81.34円	51.76円	13.06円
1株当たり配当金	8.50円	12.00円	14.00円
1株当たり連結純資産	1,276.80円	1,316.64円	1,320.44円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,912,716株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	280円	838円	506円
高値	845円	838円	617円
安値	271円	360円	396円
終値	837円	505円	492円

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	538 円	515 円	509 円	514 円	502 円	476 円
高 値	572 円	535 円	520 円	530 円	505 円	481 円
安 値	473 円	490 円	495 円	488 円	476 円	380 円
終 値	507 円	504 円	514 円	501 円	492 円	380 円

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 24 年 5 月 10 日
始 値	343 円
高 値	386 円
安 値	343 円
終 値	362 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当の割当予定先であるビックカメラは、本件第三者割当により、新たに当社の主要株主である筆頭株主及び親会社となる見込みであります。

なお、当社の主要株主である筆頭株主であった小島章利は、当社の筆頭株主に該当しなくなる見込みであります。

2. 異動する株主（会社）の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社となるもの

名称 株式会社ビックカメラ

なお、同社の概要につきましては、前記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなるもの

名称 小島章利

所在地 栃木県宇都宮市

3. 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数並びに総株主の議決権の数に対する割合

(1) ビックカメラ

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	一個 (一株)	—%	—
異動後	390,000 個 (39,000,000 株)	50.06%	第1位

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	—	—	—	—
異動後	親会社	390,000 個 (50.06%)	—	390,000 個 (50.06%)

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとは解釈されるべきではありません。

(2) 小島章利

	所有議決権の数	総株主等の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	47,700 個 (4,770,036 株)	12.26%	第1位
異動後	47,700 個 (4,770,036 株)	6.12%	第2位

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 8,316 株
平成24年3月31日現在の発行済株式総数 38,912,716株

4. 異動予定年月日

平成24年6月26日

5. 今後の見通し

当該異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものとして解釈されるべきではありません。

(別紙)

発行要項

- | | | |
|------|--|--|
| (1) | 募集株式の種類・数 | 普通株式 39,000,000 株 |
| (2) | 払込金額 | 1 株につき金 362 円 |
| (3) | 払込金額の総額 | 金 14,118,000,000 円 |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額
1 株につき 181 円 (総額金 7,059,000,000 円)
増加する資本準備金の額
1 株につき 181 円 (総額金 7,059,000,000 円) |
| (5) | 募集方法 | 第三者割当の方法 |
| (6) | 申込期日 | 平成 24 年 6 月 25 日 |
| (7) | 払込期日 | 平成 24 年 6 月 26 日 |
| (8) | 割当予定先及び割当予定先株式数 | 株式会社ビックカメラ
普通株式 39,000,000 株 |
| (9) | 上記各号の他募集株式の発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長寺崎悦男に一任する。 | |
| (10) | 上記の各号については、第三者割当による新株式発行に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び第三者割当の実行について関係当局の許認可等が得られることを条件とする。 | |

ご注意：本書面は、当社の資本業務提携の実施及び第三者割当による新株式の発行等に関して一般的に公表するための文書であり、投資勧誘又は投資勧誘に類する行為を目的とするものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきではありません。